

高圧ガス保安法関係手数料条例（平成十二年東京都条例第七十九号）新旧対照表（抄）

| 改正案 | | 現行 | |
|--|---------------------------|--|-----------------------------|
| <p>第一条から第四条まで（現行のとおり） 別表（第二条関係）</p> | | <p>第一条から第四条まで（略） 別表（第二条関係）</p> | |
| <p>事務</p> <p>一から十三まで（現行のとおり）</p> <p>十四（現行のとおり）</p> | <p>名称</p> <p>（現行のとおり）</p> | <p>額</p> <p>（現行のとおり）</p> <p>1 乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 九千三百円（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合（以下「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合」という。）にあつては、八千八百円）</p> | <p>徴収時期</p> <p>（現行のとおり）</p> |
| <p>事務</p> <p>一から十三まで（略）</p> <p>十四（略）</p> | <p>名称</p> <p>（略）</p> | <p>額</p> <p>（略）</p> <p>1 乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 九千円（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合（以下「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合」という。）にあつては、八千五百円）</p> | <p>徴収時期</p> <p>（略）</p> |

| | | | |
|--|---|--|--|
| <p>5 第三種冷凍機械 責任者免状に係る 製造保安責任者試</p> | <p>4 第二種冷凍機械 責任者免状に係る 製造保安責任者試 験 九千三百円(電 子情報処理組織に より受験願書を提 出する場合にあつ ては、八千八百円)</p> | <p>3 乙種機械責任者 免状に係る製造保 安責任者試験 九 千三百円(電子情報 処理組織により受 験願書を提出する 場合にあつては、八 千二百円)</p> | <p>2 丙種化学責任者 免状に係る製造保 安責任者試験 八 千七百円(電子情報 処理組織により受 験願書を提出する 場合にあつては、八 千二百円)</p> |
|--|---|--|--|

| | | | |
|--|---|--|--|
| <p>5 第三種冷凍機械 責任者免状に係る 製造保安責任者試</p> | <p>4 第二種冷凍機械 責任者免状に係る 製造保安責任者試 験 九千円(電子情 報処理組織により 受験願書を提出す る場合にあつては、 八千五百円)</p> | <p>3 乙種機械責任者 免状に係る製造保 安責任者試験 九 千円(電子情報処理 組織により受験願 書を提出する場合 にあつては、八千五 百円)</p> | <p>2 丙種化学責任者 免状に係る製造保 安責任者試験 八 千四百円(電子情報 処理組織により受 験願書を提出する 場合にあつては、七 千九百円)</p> |
|--|---|--|--|

| | | | |
|--|----------------------|---|----------------------|
| <p>十五 （現行の とおり）</p> | <p>（現行の とおり）</p> | <p>1 第一種販売主任 者免状に係る販売 主任者試験 七千 九百円（電子情報処 理組織により受験 願書を提出する場 合にあつては、七千 四百円）</p> <p>2 第二種販売主任 者免状に係る販売 主任者試験 六千 二百円（電子情報処 理組織により受験 願書を提出する場 合にあつては、五千 七百元）</p> | <p>（現行の とおり）</p> |
| <p>十六から二十 まで （現行の とおり）</p> | <p>（現行の とおり）</p> | <p>（現行の とおり）</p> | <p>（現行の とおり）</p> |

| | | | |
|------------------------------|------------|---|------------|
| <p>十五 （略）</p> | <p>（略）</p> | <p>1 第一種販売主任 者免状に係る販売 主任者試験 七千 九百円（電子情報処 理組織により受験 願書を提出する場 合にあつては、七千 九百円）</p> <p>2 第二種販売主任 者免状に係る販売 主任者試験 六千 二百円（電子情報処 理組織により受験 願書を提出する場 合にあつては、五千 七百元）</p> | <p>（略）</p> |
| <p>十六から二十 まで （略）</p> | <p>（略）</p> | <p>（略）</p> | <p>（略）</p> |